

## 2025 年度事業計画書

### I. 基本方針

輸入秩序を確立し、組合員共通利益の増進と繊維品輸入貿易の健全な発展を図ることを目的に、現下の社会・経済環境の変化に即して、組合としての機能を高め効率的な事業活動に積極的に取り組むこととし、下記の事業を実施する。

### II. 現下の環境

日本経済は物価高が続く中、人手不足による人材確保や、原材料費・労務費などの適正な価格転嫁の加速により、賃上げ率は前年を上回ると見込まれ、個人消費の回復が期待される。一方で、米国トランプ政権による関税政策を背景に、世界経済の不確実性は高まっており、米国向け三国間貿易への影響や為替相場の急変に加え、中東やウクライナでの戦争が続く中、エネルギー価格の上昇懸念も残る。こうした米国の政策に起因する不確実性の高まりは、今後の日本経済へ与える影響を予測しにくい状況としている。

また、繊維製品の最大の供給国である中国経済は、政府による雇用拡大や所得改善策を背景に消費回復が期待されるものの、若年層の失業率は依然として高く、不動産市況の回復も鈍い状況が続いている。さらに、トランプ政権による対中関税政策により、中米間の貿易摩擦リスクが拡大する可能性もあり、先行きには依然として不透明感が残る。

中国で繊維製品を製造する企業は、以前からベトナムを中心としたアセアン諸国への生産拠点移転など、サプライチェーンの再構築を進めてきた。中米貿易摩擦の影響が加わることで、こうした新興国との結びつきはさらに加速すると考えられる。一方で、中国は自国内で原材料の調達が可能であり、高付加価値商品の生産や短納期対応にも優れていることから、日本にとっては依然として主要な繊維製品の供給国としての地位を保っている。

このような状況の中、2022 年 1 月に中国、韓国と締結される初の経済連携協定となる「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」が発効し、一部の締約国では関税の段階的引き下げ (ステー징) が設けられているものの、原産地規則についてはアセアン諸国との EPA (経済連携協定) に比べて緩和されており繊維業界でも活用が進んでいる。2024 年 12 月現在で発効もしくは署名済みの EPA が 21 の国と地域、また交渉中もトルコ、コロンビア、日中韓、バングラデシュ、GCC、UAE の 6 つの国と地域となっており、制度面において貿易環境が整備されつつある。こうした EPA や LDC (後発開発途上国) 特惠関税制度を最大限に活用したサプライチェーンの構築が進められており、近年では、ベトナムやバングラデシュなどからの我が国への繊維製品の供給は増加している。

一方、我が国の繊維産業は、人や環境に配慮したサステナブルファッションが注目される中、過剰在庫問題への対応に加え、人権問題、循環型経済の推進、カーボンニュートラルなどへの取り組みも繊維製品輸入へ影響を与えた。

こうした環境下において、組合活動の効率性と実効性をこれまで以上に高めることが求められており、輸入環境の改善や組合員共通の課題への対応、情報の収集・分析・発信、各種セミナーや研修会の開催、さらには組合員相互および国内外の関係機関・輸出組合との連携事業を継続・強化し、組合員のニーズに即した実効性のある事業の展開を図る必要がある。

### Ⅲ. 2025 年度における主要事業活動

組合員へのアンケート調査結果をもとに本年度は主に次の事業活動を行う。

#### 1. 輸入秩序の維持

輸入秩序の維持のため、繊維輸入に關しての情報収集、提供、及び当局や關係業界等との意思疎通、情報交換を行う。また、繊維貿易に係る国際ルールなど関連情報を収集し、組合員へ情報を提供して円滑な輸入取引に資する。

#### 2. 輸入環境の改善に關する活動

- (1) RCEP(地獄的な包括的經濟連携)協定並びにアセアン諸国や EU との EPA など發効済の EPA に係る諸問題に關する建議
- (2) バングラデシュの後發開發途上国卒業後における EPA 早期締結・發効に關する建議
- (3) ロジスティクス委員會バングラデシュ派遣(關係機關等との EPA に關する意見交換、物流調査)
- (4) EPA に關する情報發信と相談窓口機能強化
- (5) 時限立法である關稅暫定措置法第 8 条(加工再輸入減稅)が 2026 年 3 月末で適用期限となるため適用期限延長を要望
- (6) 關稅評価制度、關稅暫定措置法第 8 条(加工再輸入減稅)等の事務手続きなどに關する建議
- (7) 内外の通關手続きなど貿易に關する手続きの簡素化と運輸・港湾などの物流問題に關する建議
- (8) 輸入纖維製品の品質、安全問題に對する取り組み
- (9) 内外の稅制、商標、品質表示や貿易に關する諸制度に關する對策
- (10) 組合員の輸入における共通した問題への対応

#### 3. 内外情報や資料の収集と調査広報

- (1) 中国、ベトナムの纖維産業や関連情報の収集と広報
- (2) アセアン諸国、インド、バングラデシュ等の纖維産業や関連情報の収集と広報
- (3) EPA、FTA 等の情報發信と相談窓口機能の強化
- (4) 輸入供給ソースの安定化と多角化に關する調査と情報發信
- (5) 中国、東南アジアからの輸送円滑化のための情報發信
- (6) 輸入纖維製品紹介のための内外展示会における広報
- (7) 日本貿易統計を始めとした各種統計の作成
- (8) 纖維産業における CSR(企業の社会的責任)やサステナビリティに關する取り組みや啓蒙活動
- (9) 通關情報処理システムによる輸出入データの代行処理と情報配信

#### 4. 組合員企業の人材育成に資する各種研修会の開催と交流の実施

- (1) WEB を活用、併用した貿易實務、纖維の基礎知識などの研修会並びに各種講演会、説明会、セミナー、港湾見学会などの開催
- (2) 内外の纖維産業關係者による各国纖維産業に關する講演
- (3) 組合員海外駐在員間の意見交換、交流並びにセミナー、研修会の開催
- (4) CSR に關する情報發信と啓蒙活動
- (5) 新年賀詞交歓会など組合員間の交流の促進

#### 5. 海外關係機關等との交流

- (1) 中国紡織品進出口商会との協議の継続
- (2) 中国紡織工業連合会との連携
- (3) ベトナム纖維衣料協會 (VITAS) との連携
- (4) 台灣紡織業拓展会 (紡拓会) との連携
- (5) 日中韓纖維産業協力會議への参加
- (6) アセアン諸国、インド、バングラデシュ、トルコ等の各国駐日大使館や纖維關係機關等との交流と協力事業

## 6. CSR への対応

- (1) 取引適正化の推進
- (2) 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」への対応
- (3) 「繊維産業における外国人技能の適正な実施等のための取組」への対応
- (4) 特定技能制度における繊維業の業種追加、および新たな「育成就労」制度創設に伴う関係当局への協力や対応

## 7. 環境・安全問題対応

- (1) 撥水撥油剤など繊維に関連した化学物質規制等への対応
- (2) カーボンニュートラル、カーボンフットプリント等に関する啓発

## 8. 物流問題への対応

- (1) 「物流の 2024 年問題」への対応
- (2) 「繊維産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」への対応
- (3) 貿易取引に係るプラットフォームに関する情報収集と発信

## 9. 関係当局との折衝及び諮問と国内生産者団体等との交流

## 10. その他

- (1) 組合員が行う関係当局への各種報告等への事務協力

## <本年度の事業強化項目>

- (1) SDGs（持続可能な開発目標）など環境対応関連への取り組みや啓蒙活動、セミナーの開催
- (2) 日本繊維産業連盟の「責任ある企業行動ガイドライン」と繊維産業における外国人技能実習の適正な実施と取引適正化の推進への対応と協力
- (3) RCEP などの我が国と海外諸国との EPA に関する情報発信と相談窓口機能の強化
- (4) 発効済 EPA の協定内容や自己申告制度に関する問題点の明確化及び改善への働き掛け
- (5) 組合員が扱う輸入繊維製品の品質と安全性の確保に資する情報提供や法規制への対応の検討
- (6) 貿易取引に係るプラットフォームに関する情報収集と発信
- (7) 繊維産業における物流問題に関する対応
- (8) 組合員の中国やアセアン諸国での内販拡大に向けた情報の収集と支援
- (9) 日本と中国やアセアン諸国などとの繊維貿易の緊密化に伴い、これらの地域の繊維産業や貿易環境などの調査と輸入の安定と発展のための協力と支援事業
- (10) ベトナムでの組合員駐在員間の情報交換、並びにセミナー、交流会などの開催
- (11) バングラデシュの後発開発途上国卒業後における EPA 早期発効に関する建議
- (12) バングラデシュ関係団体との EPA に係る情報交換・意見交換、並びにバングラデシュ物流調査
- (13) 2026 年 3 月末で適用期限を迎える関税暫定措置法第 8 条(加工再輸入減税)の適用期限延長の要望

以上